

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

横須賀ごみ処理施設清掃業務委託(長期継続契約)仕様書

横須賀ごみ処理施設清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	横須賀ごみ処理施設内の各施設及び構内全域について、衛生環境の維持や構内の美観を確保させるため必要な清掃業務を行う。
2	履行期間	令和3年1月4日から令和5年12月28日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	業務委託成績評定	(対象) ・ 非対象
11	現場代理人の配置	(必要) ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	資源循環部広域処理センター 岩井 連絡先 TEL 046-854-4153

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） ・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	--

横須賀ごみ処理施設清掃業務委託仕様書(長期継続契約)

1 目的

美観・衛生的に横須賀ごみ処理施設の建物を良好な状態に維持することを目的とする。

2 清掃場所

横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設

3 履行期間

令和3年1月4日から令和5年12月28日まで

4 作業時間

午前8時から午後4時45分までの間に行うものとする。

5 一般事項

(1) 清掃業務の範囲

- ① 家具、什器等（椅子等軽微なものは除く）の移動は、特記がない限り別途とする。
- ② 次に掲げる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。
 - 1) ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分
 - 2) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

(2) 実施回数

- ① 日常清掃 (36回)

令和3年1月4日～令和5年12月28日（契約期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く）

「床の日常清掃」、「床以外の日常清掃」、「別表1-1、2、3、4」
- ② 定期床清掃
年3回実施する。「床の定期清掃」、「別表2-1、2、3、4」を参照。
- ③ 定期ガラス清掃
年1回実施する。「別表3-1、2、3、4、5、6、7」「窓サッシュ・ガラス清掃」を参照。

(3) 臨時及び緊急の措置

臨時及び緊急に清掃が必要となった時は、委託者（以下「甲」という。）が定めた監督員と、受託者（以下「乙」という。）が定めた作業責任者が協議を行い決定する。

ただし、軽微な清掃については、監督員の指示に従うものとする。

(4) 清掃業務の確認

清掃業務終了後、作業責任者は監督員に報告し確認を受ける。

(5) 資機材等の保管

資機材は、甲より指示された場所に、整理し保管する。

(6) 鍵の使用

部屋等「鍵」を使用する時は、甲の承認を得て使用し、作業責任者が責任をもって保管し、使用後は直ちに返却する。

(7) 服装

作業従事者は、乙の被使用者であることが確認できる作業衣又は腕章等を常に着用するか、甲の指定した腕章等を着用する。

(8) 秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(9) 設備等の使用

乙は、甲が業務遂行上必要と認める設備等について、甲の承認を得て使用することができる。

(10) 作業時間外

乙は、甲の承認を得て時間外に作業することができる。

(11) 定期作業

乙は、定期作業を行う時は、事前に甲の承認を得る。

(12) その他

清掃用具は乙が用意する。また、電気、水道は甲が負担する。

6 清掃に伴う注意事項

(1) 作業にあたっては、常に火災、盗難、その他事故発生予防に十分注意する。

(2) 作業中に建物、什器等を毀損したときは、乙はその旨を甲に速やかに報告し、指示に従い、速やかに復旧する。

(3) 作業は静寂を保ち、市民等に十分配慮し行う。

(4) 使用する資器材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、又、清掃場所に応じたものを使用する。

7 用語

(1) 日常清掃

日単位等の短い周期で日常的に行う清掃作業

(2) 定期清掃

月単位、年単位の長い周期で行う清掃作業

(3) 建物外部

横須賀ごみ処理施設構内で建物外部のうち甲の指定した場所

(4) 追加清掃

日1回の日常清掃後に行う2回目以降の補足的な清掃作業

(5) 床の分類

弾性床・・・ビニール床タイル、ビニール床シート、ゴム床タイル等

硬質床・・・陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等

繊維質・・・カーペット、じゅうたん等

8 支払方法

(1) 各月末締めをもって乙の請求により甲は清算する。

(2) 各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に清算するものとする。

9 現場代理人の配置

契約時、本市から指示のあった場合は、現場代理人を配置すること。

10 監督員

資源循環部広域処理センター 岩井 連絡：046-854-4153

11 その他

(1) 業務で使用する車両の駐車範囲については、業務を行う前に双方で協議することとし、駐車場管理者が管理上支障ないと認めた時は、許可を与えることとする。

なお、駐車に際しては、横須賀ごみ処理施設駐車場管理要領を熟慮し、事故等の防止に十分留意すること。

(2) 乙は業務の実施にあたっては、各種関連する法規を遵守しなければならない。

(3) 本市は、独自の環境マネジメントシステム (YES) により事務事業の環境負荷低減に努めているので、乙にあたってもできるだけ環境に配慮して業務を執行すること。

(4) この仕様書は、業務の大要を示すものであって、本書にない軽微な部分または本書に記載のなき事項であっても、甲が施設管理上必要と認めた場合は、乙は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施しなければならない。

(5) 本仕様書の定めのない事項においては、甲、乙協議して決めるものとする。

床の日常清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
玄関ホール等	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
廊下及びエレベーターホール	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
週1日(4回/月)			
便所及び洗面所	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		前面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		前面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
湯沸室	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		前面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
毎日(週5日)1回/1日			
エレベーター	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
階段	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
会議室等	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
週1日(4回/月)			
浴室	硬質床	洗浄	床をスポンジ、タオルなど専用洗剤を用いて洗浄する。
毎日(週5日)1回/1日			

床以外の日常清掃

清掃場所	項目	作業内容
玄関ホール等	フロアマット除塵	真空掃除機で吸引する。
	窓ガラス部分拭き	汚れが目立つ部分をタオルで水拭きまたは乾拭きする。
	什器部品除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	金属部分除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
週1日(4回/月)		
廊下及びエレベーターホール	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	什器部品除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
週1日(4回/月)		
便所及び洗面所	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	扉・へだて部分拭き	汚れた部分を、水または専用洗剤を用いて拭く。
	洗面台拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	鏡拭き	乾拭きして仕上げる。
	衛生陶器洗浄	洗浄洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同時に金属類も拭きあげる。
	衛生消耗品補充	トイレトーパーや水石鹼等を補充する。
	汚物処理	内容物を処理し、容器を洗浄する。
毎日(週5日)1回/1日		
湯沸室	流し台洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	厨茶処理	厨茶を処理する。 厨茶容器を中性洗剤で洗浄する。
毎日(週5日)1回/1日		
エレベーター	部分拭き(壁・扉・操作盤)	汚れた部分を、水または中性洗剤を用いて拭く。
	フロアマット除塵	真空掃除機で吸引する。
週1日(4回/月)		
階段	手摺拭き	タオルで水拭きする。
週1日(4回/月)		
会議室等	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	部分拭き	汚れが目立つ部分をタオルで水拭く。
	什器部品除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
週1日(4回/月)		

建物外部の日常清掃

清掃場所	項目	作業内容
建物外部 来客用駐車場 約1,000m ²	除塵	自在箒で塵芥を集める。
	除草	建物外部の除塵作業中に、植込み等で目立つ雑草を除去する。
週1日(4回/月)		

追加清掃

清掃場所	項目	作業内容
玄関ホール等	床部分水拭き (硬質床および弾性床)	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
週1日(4回/月)		
便所及び洗面所	床部分水拭き (硬質床および弾性床)	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	洗面台拭き	汚れた部分を拭く。
	鏡拭き	汚れた部分を拭く。
	衛生陶器洗浄	汚れた部分を洗浄し拭く。
湯沸室	床部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
毎日(週5日)1回/1日		

床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
玄関ホール等	硬質床	洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面を丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
	弾性床	表面洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
(6) 樹脂床維持剤を、塗残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。			
(7) 樹脂床維持剤の塗布階数は、特記による。特記のない場合は2回とする。			
廊下及びエレベーターホール	硬質床	洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面を丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
	弾性床	表面洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
(6) 樹脂床維持剤を、塗残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。			
(7) 樹脂床維持剤の塗布階数は、特記による。特記のない場合は2回とする。			

清掃場所	区分	項目	作業内容
便所及び洗面所	硬質床	洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面を丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
	弾性床	表面洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
(6) 樹脂床維持剤を、塗残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。			
(7) 樹脂床維持剤の塗布階数は、特記による。特記のない場合は2回とする。			
湯沸室	弾性床	表面洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
			(6) 樹脂床維持剤を、塗残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。
			(7) 樹脂床維持剤の塗布階数は、特記による。特記のない場合は2回とする。
階段	弾性床	表面洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
			(6) 樹脂床維持剤を、塗残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。
			(7) 樹脂床維持剤の塗布階数は、特記による。特記のない場合は2回とする。

清掃場所	区分	項目	作業内容
会議室等	硬質床	洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面を丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
	弾性床	表面洗浄	(1) 自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
			(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
			(3) 洗浄用パットまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
			(4) 吸水式 用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
			(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
			(6) 樹脂床維持剤を、塗残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。
			(7) 樹脂床維持剤の塗布階数は、特記による。特記のない場合は2回とする。

窓ガラスの定期清掃

清掃場所	項目	作業内容
窓ガラス	洗浄	(1) ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切
		(2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
		(3) ガラス廻りのサッシをタオルで清拭する。

日常清掃

玄関ホール等
(硬質床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
玄関棟	硬質床	除塵及び部分水拭き	59.85	エントランスホール
			19.50	風除室
計			79.35	
週 1 日 (4 回 / 月)				

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
不燃ごみ等選別施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	51.66	玄関
計			51.66	
週 1 日 (4 回 / 月)				

廊下及びエレベーターホール
(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	44.92	EVホール1-1(職員用玄関含む)
			26.07	EVホール1-2
			400.08	EVホール2-1(見学者通路含む)
			31.98	EVホール2-2
			17.18	通路2-1
			99.89	EVホール3-1
			47.37	EVホール3-2
			36.86	通路3-1
			65.90	通路3-2
			97.82	通路3-3
			49.19	EVホール4-1
			102.31	EVホール4-2(通路4-1含む)
不燃ごみ等選別施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	9.00	EVホール1-1
			41.95	通路1-1(職員用玄関含む)
			18.24	EVホール2-1
			3.84	通路2-1
渡り廊下	弾性床	除塵及び部分水拭き	126.38	通路
玄関棟	弾性床	除塵及び部分水拭き	48.43	EVホール
計			1,267.41	
週 1 日 (4 回 / 月)				

日常清掃

便所及び洗面所
(硬質床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	硬質床	除塵及び全面水拭き	8.34	運転室トイレ
			10.50	トイレ(男) 1-1
			10.50	トイレ(女) 1-1
			10.75	プラットホームトイレ
			8.14	トイレ1-2
不燃ごみ等選別施設	硬質床	除塵及び全面水拭き	9.78	プラットホームトイレ
計量棟	硬質床	除塵及び全面水拭き	8.79	便所
トイレ棟	硬質床	除塵及び全面水拭き	12.17	男子便所
			11.11	女子便所
			62.99	アプローチ
			2.78	ポーチ
計			155.85	
毎日(週5日) 1回/1日				

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	除塵及び全面水拭き	11.75	トイレ(男) 2-1
			14.63	2階見学者用トイレ(男)
			10.41	2階見学者用トイレ(女)
			22.19	トイレ(男) 3-1
			20.27	トイレ(女) 3-1
			16.14	トイレ(男) 3-2
			13.92	トイレ(女) 3-2
不燃ごみ等選別施設	弾性床	除塵及び全面水拭き	10.73	トイレ4-1
			10.13	トイレ(男) 1-1
			12.07	トイレ(女) 1-1
			6.04	2階中央操作室用トイレ
玄関棟	弾性床	除塵及び全面水拭き	16.07	男子トイレ
			15.31	女子トイレ
			5.48	みんなのトイレ
計			185.14	
毎日(週5日) 1回/1日				

湯沸室

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	8.89	2階湯沸室
			7.90	湯沸室3-1
			8.10	湯沸室3-2
不燃ごみ等選別施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	8.40	湯沸室1-1
			2.90	湯沸室2-1
計			36.19	
毎日(週5日) 1回/1日				

エレベーター

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	8.92	EV(1)
			8.45	EV(2)
不燃ごみ等選別施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	7.54	EV
玄関棟	弾性床	除塵及び部分水拭き	20.26	EV
計			45.17	
週1日(4回/月)				

日常清掃

階段

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	10.89	1階階段 1
			15.98	1階階段 2
			21.28	2階階段 1
			15.98	2階階段 2
			25.48	3階階段 1
			18.26	3階階段 2
			24.64	4階階段 1
			18.26	4階階段 2
			18.26	5階階段 2
			18.26	6階階段 2
不燃ごみ等選別施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	24.16	1階階段 1
			16.60	2階階段 1
			27.76	3階階段 1
玄関棟	弾性床	除塵及び部分水拭き	30.41	1階階段
			30.28	2階階段
計			316.50	
週 1 日 (4 回 / 月)				

会議室等

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	24.13	1階計量器室
			20.69	1階灰クレーン操作室
			18.53	1階プラットフォーム監視室
			91.93	2階中央制御室
			22.60	2階書庫2-1
			163.07	2階大会議室
			162.06	3階事務室
			52.88	3階倉庫3-1
			54.75	3階倉庫3-2
			33.40	3階小会議室
			72.51	3階中会議室
			4.76	3階洗濯室 1
			21.33	3階更衣室 (男) 1
			12.71	3階更衣室 (女) 1
			8.72	3階脱衣室 (男) 1
			1.92	3階脱衣室 (女) 1
			42.19	3階更衣室 (男) 2
			23.11	3階脱衣室 (男) 2
			21.65	3階洗濯室 2
			105.30	3階職員控室
			52.50	3階控室 1
			28.40	3階控室 2
			26.64	3階控室 3
17.39	4階ごみクレーン操作室			
計			1,083.17	
週 1 日 (4 回 / 月)				

日常清掃

会議室等

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
不燃ごみ等選別施設	弾性床	除塵及び部分水拭き	11.81	1階ﾌﾟﾗｯﾄﾌﾞｰﾑ監視室
			39.71	1階事務室
			13.74	1階書庫1-1
			48.92	1階職員控室
			19.26	1階更衣室(男)
			5.27	1階更衣室(女)
			20.47	1階脱衣室(男)
			1.79	1階脱衣室(女)
			9.79	1階洗濯室
			46.26	2階中央操作室
計量棟	弾性床	除塵及び部分水拭き	36.34	計量員室
計			253.36	
週1日(4回/月)				

浴室

(硬質床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	硬質床	除塵及び部分水拭き	4.69	3階浴室(男)1
			1.85	3階ｼﾞｬｰ室(女)
			34.37	3階浴室(男)2
不燃ごみ等選別施設	硬質床	除塵及び部分水拭き	2.05	1階ｼﾞｬｰ室(女)
			28.81	1階浴室(男)
計			71.77	
毎日(週5日)1回/1日				

区分	面積 (m ²)	備考
硬質床計	307.0	
弾性床計	3,238.60	

定期清掃

玄関ホール等
(硬質床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
玄関棟	硬質床	洗浄	59.85	エントランスホール
			19.50	風除室
計			79.35	

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
不燃ごみ等選別施設	弾性床	表面洗浄	51.66	玄関
計			51.66	

廊下及びエレベーターホール

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	表面洗浄	44.92	EVホール1-1(職員用玄関含む)
			26.07	EVホール1-2
			400.08	EVホール2-1(見学者通路含む)
			31.98	EVホール2-2
			17.18	通路2-1
			99.89	EVホール3-1
			47.37	EVホール3-2
			36.86	通路3-1
			97.82	通路3-3
			49.19	EVホール4-1
102.31	EVホール4-2(通路4-1含む)			
不燃ごみ等選別施設	弾性床	表面洗浄	9.00	EVホール1-1
			41.95	通路1-1(職員用玄関含む)
			18.24	EVホール2-1
			3.84	通路2-1
渡り廊下	弾性床	表面洗浄	126.38	通路
玄関棟	弾性床	表面洗浄	48.43	EVホール
計			1,201.51	

定期清掃

便所及び洗面所
(硬質床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	硬質床	洗浄	8.34	運転室トイレ
			10.50	トイレ(男) 1-1
			10.50	トイレ(女) 1-1
			10.75	プラットフォーム
			8.14	トイレ1-2
不燃ごみ等選別施設	硬質床	洗浄	9.78	プラットフォーム
計量棟	硬質床	洗浄	8.79	便所
トイレ棟	硬質床	洗浄	12.17	男子便所
			11.11	女子便所
			62.99	アプローチ
			2.78	ポーチ
計			155.85	

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	表面洗浄	11.75	トイレ(男) 2-1
			14.63	2階見学者用トイレ(男)
			10.41	2階見学者用トイレ(女)
			22.19	トイレ(男) 3-1
			20.27	トイレ(女) 3-1
			16.14	トイレ(男) 3-2
			13.92	トイレ(女) 3-2
			10.73	トイレ4-1
不燃ごみ等選別施設	弾性床	表面洗浄	10.13	トイレ(男) 1-1
			12.07	トイレ(女) 1-1
			6.04	2階中央操作室用トイレ
玄関棟	弾性床	表面洗浄	16.07	男子トイレ
			15.31	女子トイレ
			5.48	みんなのトイレ
計			185.14	

湯沸室

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	表面洗浄	8.89	2階湯沸室
			7.90	湯沸室3-1
			8.10	湯沸室3-2
不燃ごみ等選別施設	弾性床	表面洗浄	8.40	湯沸室1-1
計			33.29	

定期清掃

階段

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	表面洗浄	10.89	1階階段 1
			15.98	1階階段 2
			21.28	2階階段 1
			15.98	2階階段 2
			25.48	3階階段 1
			18.26	3階階段 2
			24.64	4階階段 1
			18.26	4階階段 2
			18.26	5階階段 2
			18.26	6階階段 2
不燃ごみ等選別施設	弾性床	表面洗浄	24.16	1階階段 1
			16.60	2階階段 1
			27.76	3階階段 1
玄関棟	弾性床	表面洗浄	30.41	1階階段
			30.28	2階階段
計			316.50	

会議室等

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	弾性床	表面洗浄	22.60	2階書庫2-1
			4.76	3階洗濯室 1
			21.33	3階更衣室 (男) 1
			12.71	3階更衣室 (女) 1
			8.72	3階脱衣室 (男) 1
			1.92	3階脱衣室 (女) 1
			42.19	3階更衣室 (男) 2
			23.11	3階脱衣室 (男) 2
			21.65	3階洗濯室 2
			105.30	3階職員控室
			52.50	3階控室 1
			28.40	3階控室 2
計			345.19	

別表2-4

定期清掃

会議室等

(弾性床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
不燃ごみ等選別施設	弾性床	表面洗浄	13.74	1階書庫1-1
			48.92	1階職員控室
			19.26	1階更衣室 (男)
			5.27	1階更衣室 (女)
			20.47	1階脱衣室 (男)
			1.79	1階脱衣室 (女)
			9.79	1階洗濯室
計			119.24	

浴室

(硬質床)

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	硬質床	洗浄	4.69	3階浴室 (男) 1
			1.85	3階シャワー室 (女)
			34.37	3階浴室 (男) 2
不燃ごみ等選別施設	硬質床	洗浄	2.05	1階シャワー室 (女)
			28.81	1階浴室 (男)
計			71.77	

区分	面積 (m ²)	備考
硬質床計	306.97	
弾性床計	2,252.53	

窓サッシュ・ガラス清掃

清掃場所	区分	項目	面積 (m ²)	備考
焼却施設	窓サッシュ・ガラス清掃	洗浄	4.7	1階職員用玄関
			6.3	1階計量器室
			10.4	2階見学者通路
			6.2	2階中央制御室
			7.8	2階中央制御室
小計			35.4	
不燃ごみ等 選別施設	窓サッシュ・ガラス清掃	洗浄	18.8	1階事務室
			9.4	1階職員控室
			13.4	1階プラットフォーム監視室
			0.5	1階プラットフォームトイレ
小計			42.1	
玄関棟	窓サッシュ・ガラス清掃	洗浄	86.4	1階風除室
			10.9	1階エントランスホール
小計			97.3	
計量棟	窓サッシュ・ガラス清掃	洗浄	31.4	計量員室
			1.0	便所
小計			32.4	
トイレ棟	窓サッシュ・ガラス清掃	洗浄	1.2	男子便所
			1.2	女子便所
小計			2.4	
合計			209.6	

階数	室名	窓名	窓面積			面積	清掃面積
			H(m)	W(m)	枚数		
1階	1階職員用玄関	AW-1-1	1.38	1.7	1	2.3 m ²	4.70 m ²
	1階計量器室	AW-1-2	1.38	2.3	1	3.2 m ²	6.30 m ²
1階計							11.00 m ²
2階	2階見学者通路	STW-2-2	1.3	4	2	10.4 m ²	10.4 m ²
	2階中央制御室	STW-2-4	1.3	2.4	1	3.1 m ²	6.20 m ²
	2階中央制御室	STW-2-5	1.3	3.0	1	3.9 m ²	7.80 m ²
2階計							24.40 m ²
合計							35.4 m ²

階数	室名	窓名	窓面積			面積	清掃面積
			H(m)	W(m)	枚数		
1階	1階事務室	AW-1-1	1.38	1.7	4	9.4 m ²	18.80 m ²
	1階職員控室	AW-1-1	1.38	1.7	2	4.7 m ²	9.40 m ²
	1階プラットフォーム監視室	AW-1-2	1.38	1.7	1	2.3 m ²	4.70 m ²
	1階プラットフォーム監視室	SW-1-1	1.2	2.0	1	2.4 m ²	4.80 m ²
	1階プラットフォーム監視室	SW-1-2	1.3	1.5	1	2.0 m ²	3.90 m ²
	1階プラットフォームトイレ	AW-1-3	0.5	0.5	1	0.3 m ²	0.50 m ²
1階計							42.10 m ²
2階						0.0 m ²	0.00 m ²
2階計							0.00 m ²
合計							42.10 m ²

階数	室名	窓名	窓面積			面積	清掃面積
			H(m)	W(m)	枚数		
1階	1階風除室	AD-1	2.96	8.93	1	26.4 m ²	52.90 m ²
		AD-2	2.96	5.66	1	16.8 m ²	33.50 m ²
	1階エントランスホール	AW-3	2.72	0.5	4	5.4 m ²	10.90 m ²
1階計							97.30 m ²
2階							
2階計							
合計							97.30 m ²

階数	室名	窓名	窓面積			面積	清掃面積
			H(m)	W(m)	枚数		
1階	計量員室	AW-1	1.71	3.5	2	12.0 m ²	23.90 m ²
	計量員室	AW-2	1.71	2.2	1	3.8 m ²	7.50 m ²
	便所	AW-3	0.5	0.5	2	0.5 m ²	1.00 m ²
1階計						32.40 m ²	
合計						32.40 m ²	

階数	室名	窓名	窓面積			面積	清掃面積
			H(m)	W(m)	枚数		
1階	男子便所	AW-1	1.0	0.6	1	0.6 m ²	1.20 m ²
	女子便所	AW-1	1.0	0.6	1	0.6 m ²	1.20 m ²
1階計							2.40 m ²
合計							2.40 m ²

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和2年度	円	令和3年1月4日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和3年3月31日まで

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
日常清掃	月	3		
定期床清掃	回	1		
窓サッシュ・ガラス清掃	回	0		
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和3年度	円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
令和4年度	円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
令和5年度	円	令和5年4月1日から 令和5年12月28日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

令和2年度清掃業務委託回数統括表

業務内容		単位		合計
			令和3年 1月から3月	
横須賀ごみ処理施設 清掃業務委託	日常清掃	月	3	3
	定期床清掃	回	1	1
	定期ガラス清掃	回	0	0

年度毎の回数統括表

業務内容		単位	回数等			合計
			3年度	4年度	5年度	
南処理工場清掃業務委託	日常清掃	月	12	12	9	33
	定期床清掃	回	3	3	2	8
	定期ガラス清掃	回	1	1	1	3

※令和3年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

※令和4年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

※令和5年度は、令和5年4月1日から令和5年12月28日までである。

横須賀ごみ処理施設駐車場管理要領

(総則)

第1条 横須賀ごみ処理施設駐車場（以下「駐車場」という。）の管理については、この要領に定めるところによる。なお、駐車場管理者は、広域処理センター所長とする。

(駐車場の名称、位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	横須賀ごみ処理施設駐車場
位 置	横須賀市長坂5丁目3878番ほか

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、原則、午前7時から午後6時までとする。
なお、それ以外の時間については、駐車場管理者の許可を得るものとする。

(駐車制限)

第4条 駐車場に駐車できる自動車は、道路運送車両法第3条等に規定する次に掲げるもののうち、車の幅が2.0m以下で、車の長さ5.0m以下のものとする。

- (1) 普通自動車に属する乗用自動車
- (2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
- (3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
- (4) 自動二輪・原付バイク

(駐車料金)

第5条 駐車料金（以下「料金」という。）は、次表に定める額とする。
ただし、公共交通機関が近隣に開通するまでは減免対象とする。

区 分	料 金
定期駐車 (自動車)	全日（ただし通勤に際しての駐車のみ） 1月1台につき5,000円
定期駐車 (バイク)	全日（ただし通勤に際しての駐車のみ） 1月1台につき953円

非常勤職員・再任用職員についても、上記に準ずる。

(使用申込み手続き)

第6条 駐車場を利用しようとする者は、行政財産目的外使用許可申請書により申し込まなければならない。

(料金の徴収)

第7条 使用料は減免対象とする。ただし、行政財産目的外使用許可申請書と共に公有財産使用料減免申請書を提出しなければならない。

(駐車の拒否)

第8条 次の各号のいずれに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (4) 駐車場の施設を汚損するおそれのあるとき。
- (5) 前各号のほか、駐車場の管理上支障があると認めたとき。

(供用の休止)

第9条 駐車場の管理上必要があると認めたときは、駐車場の全部又一部の供用を休止することができる。

(利用者の義務)

第10条 駐車場利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動車内に貴重品を放置しないこと。
- (2) 駐車場の利用にあたっては、駐車位置、交通規制等について指示に従うこと。
- (3) 使用許可証は自動車内に積んでおくこと。なお、バイクはその限りでない。

(駐車場の管理責任等)

第11条 駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷については、横須賀市は賠償の責めを負わない。ただし、横須賀市が善良な管理者としての注意を怠った場合は、この限りでない。

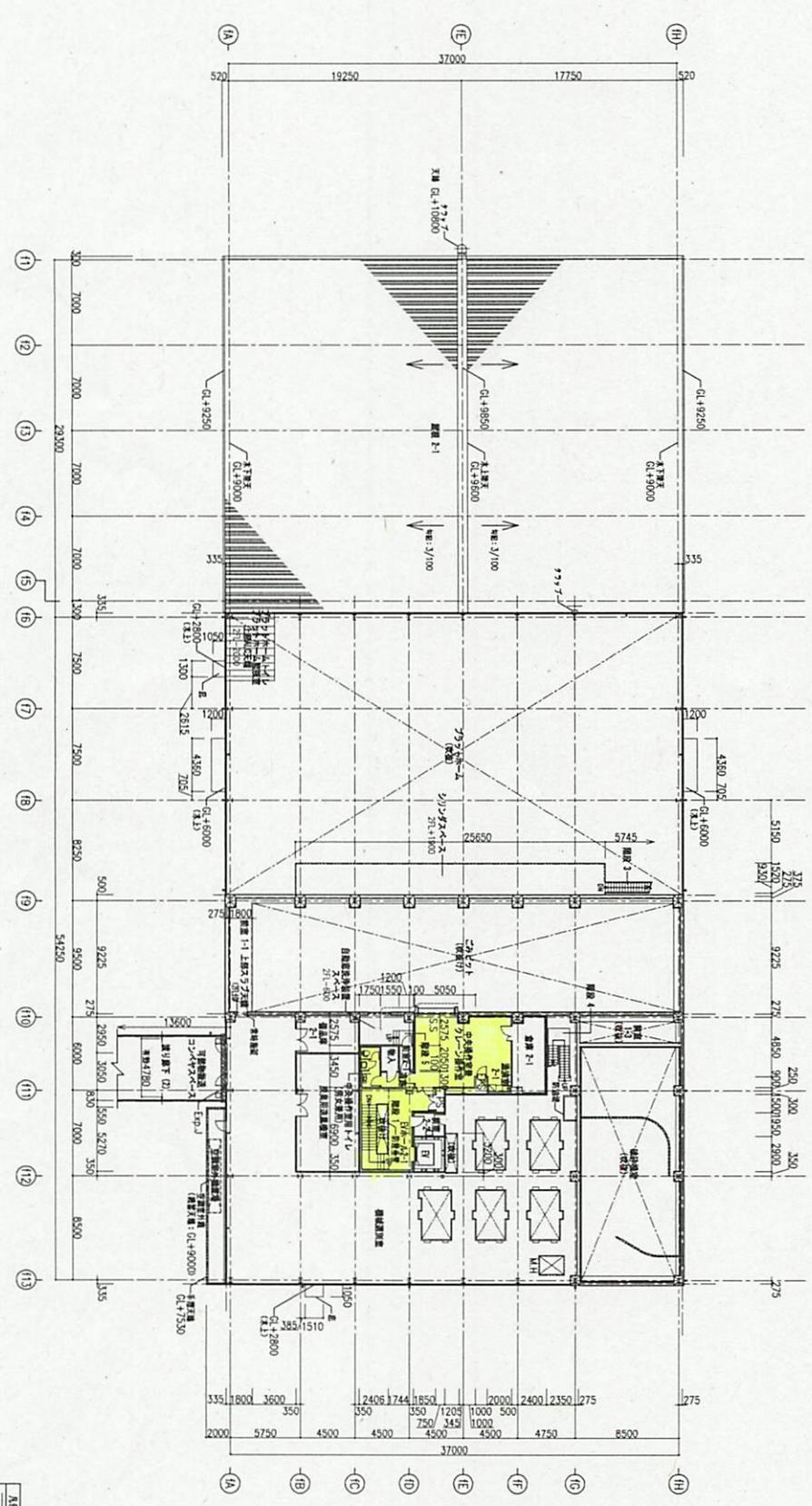
- 2 利用者（同乗者を含む。以下同じ。）が、駐車場の施設その他の工作物を滅失又は損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 利用者が駐車場に駐車する他の自動車を滅失又は損傷したときは、当事者双方で解決するものとする。

(駐車位置の範囲)

第12条 使用許可する駐車位置は別図の範囲内を優先し、利用者は駐車に際しては緊急時、災害時等の活動に支障が生じないように注意すること。なお、業務等で必要が生じた場合は、駐車位置を別図以外に指定することもある。

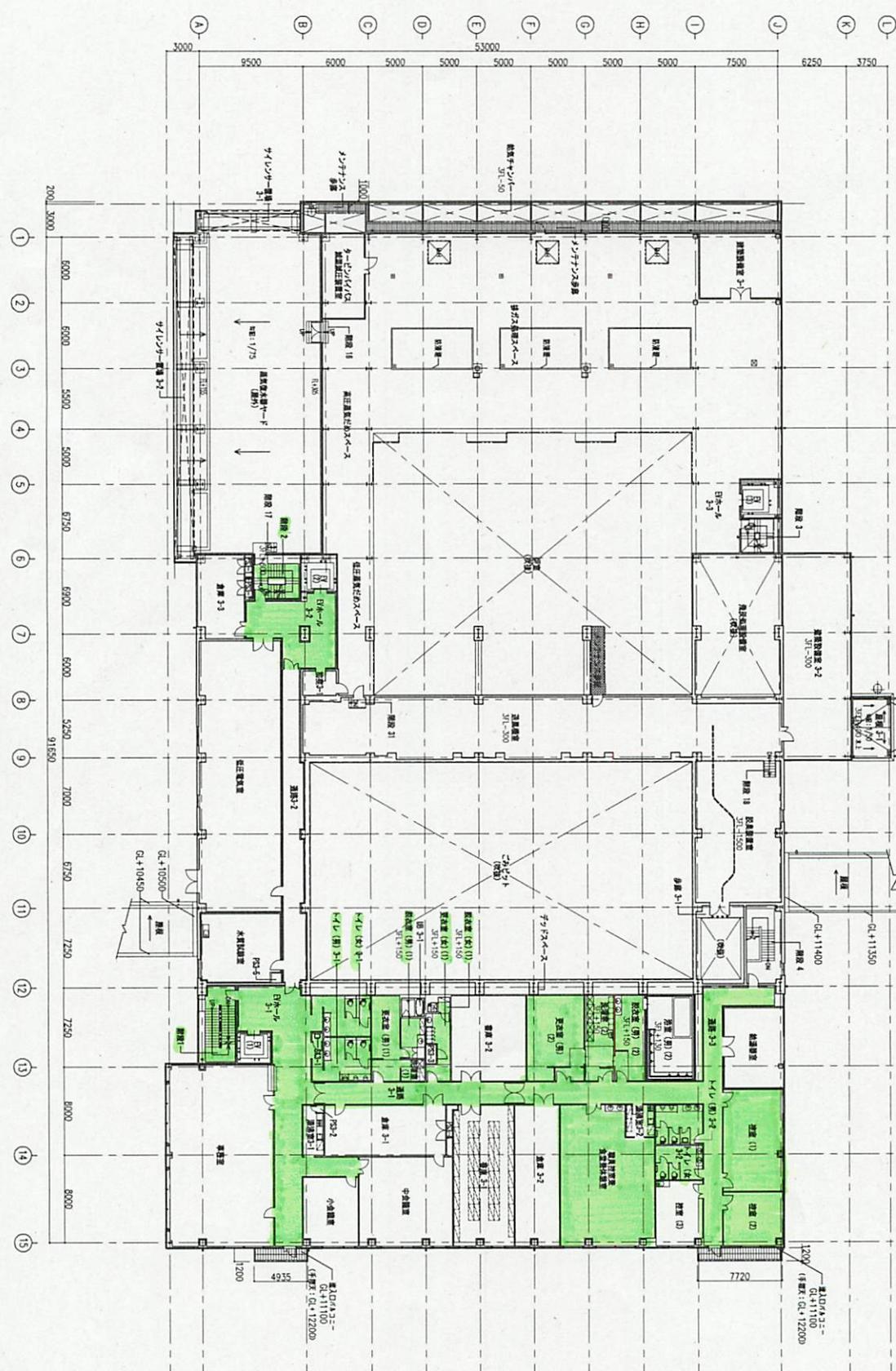
(その他)

第13条 施設に関わる委託等で、常勤的に通勤を必要とする者から、届出があったときには、駐車場管理者が駐車場の管理上支障がないと認めたとときに限り、許可を与えることがある。



凡例	注記
■	柱 (構造)
□	梁 (構造)
—	壁 (構造)
○	開口部
●	設備
○	エレベーター
○	階段
○	その他

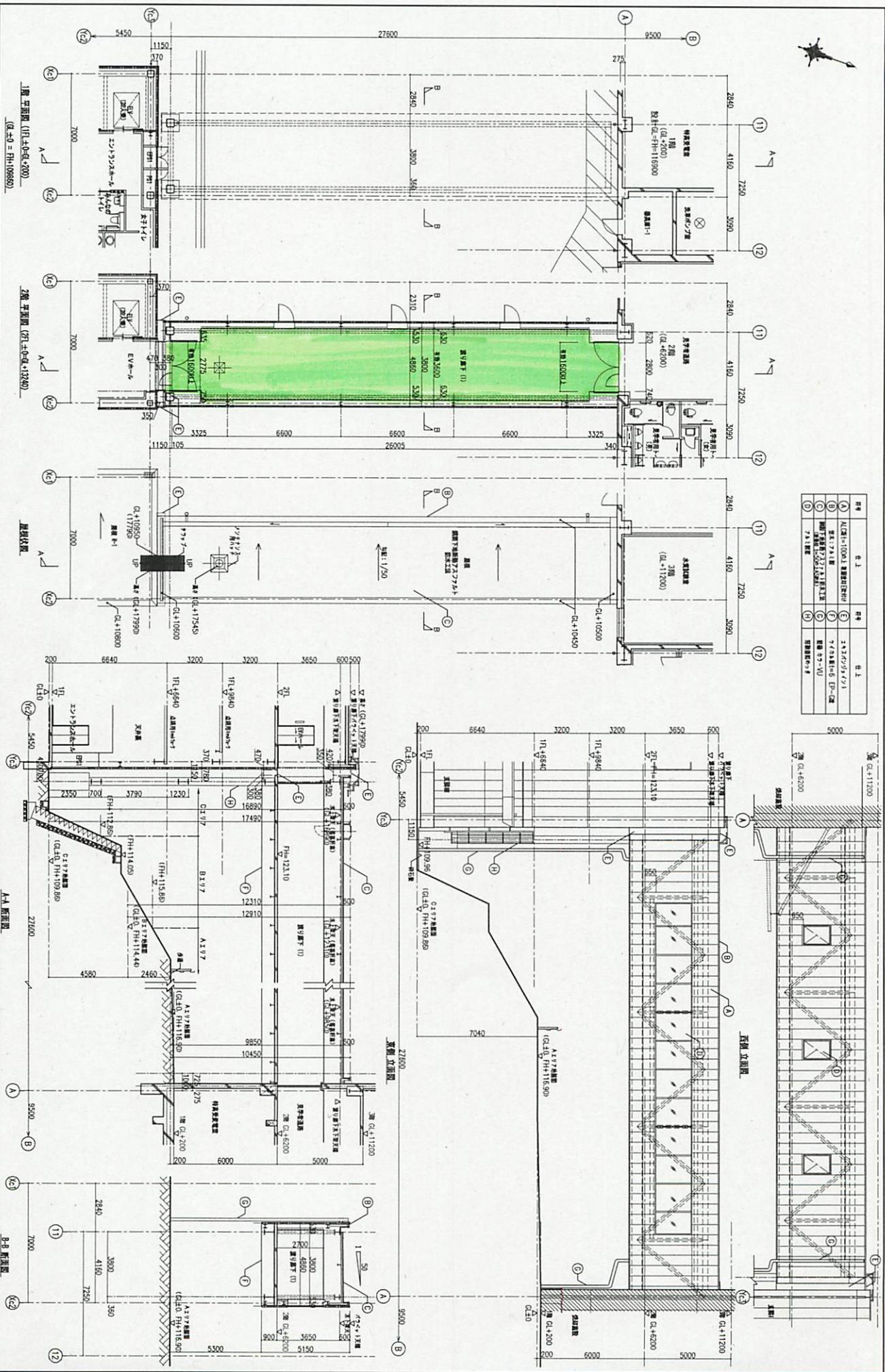
図名	2階平面図 (2F±0.00±0.00)
縮尺	1:400
設計者	日立信託・五井建設 特定建設工事共済会
監理者	日立信託・五井建設 特定建設工事共済会
製図者	日立信託・五井建設 特定建設工事共済会
承認者	日立信託・五井建設 特定建設工事共済会
作成日	2016.06
図号	2F-A-2003
備考	2016.06.20



3階 平面図 (計±0-0+11200)

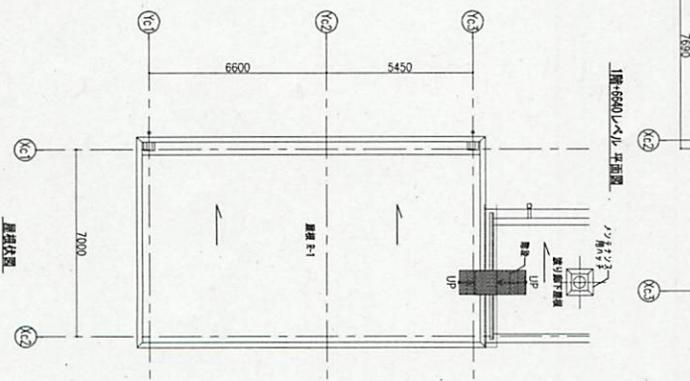
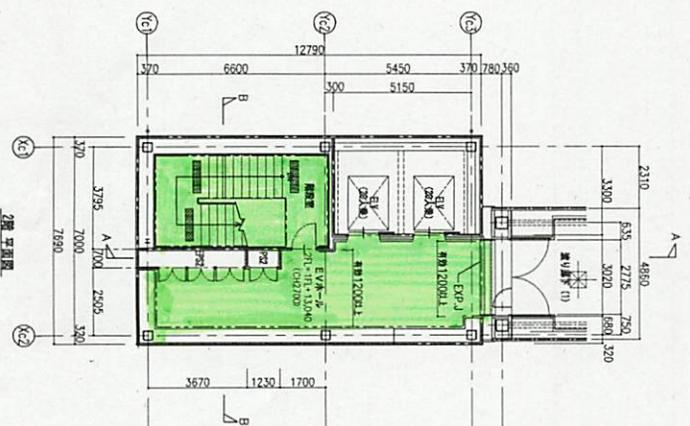
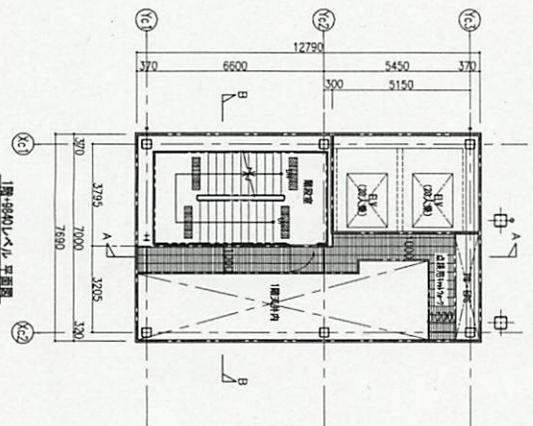
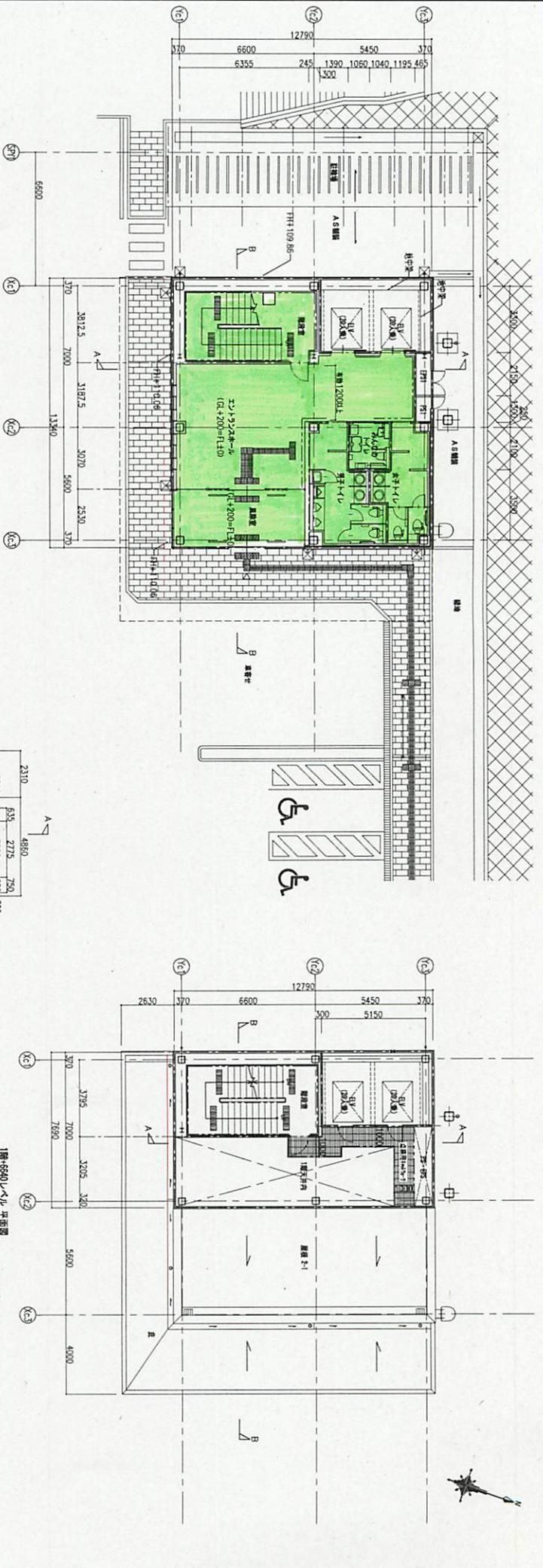
凡例	説明
(実線)	構造柱 (コンクリート)
(点線)	構造柱 (鉄骨)
(細点線)	柱
(粗点線)	梁
(細点線)	窓
(粗点線)	扉
(細点線)	開口
(粗点線)	開口
(細点線)	開口
(粗点線)	開口

図名	3階 平面図 (計±0-0+11200)
縮尺	1/200
作成者	〇〇〇
承認者	〇〇〇
作成日	2016.08
図番	A-1004
備考	

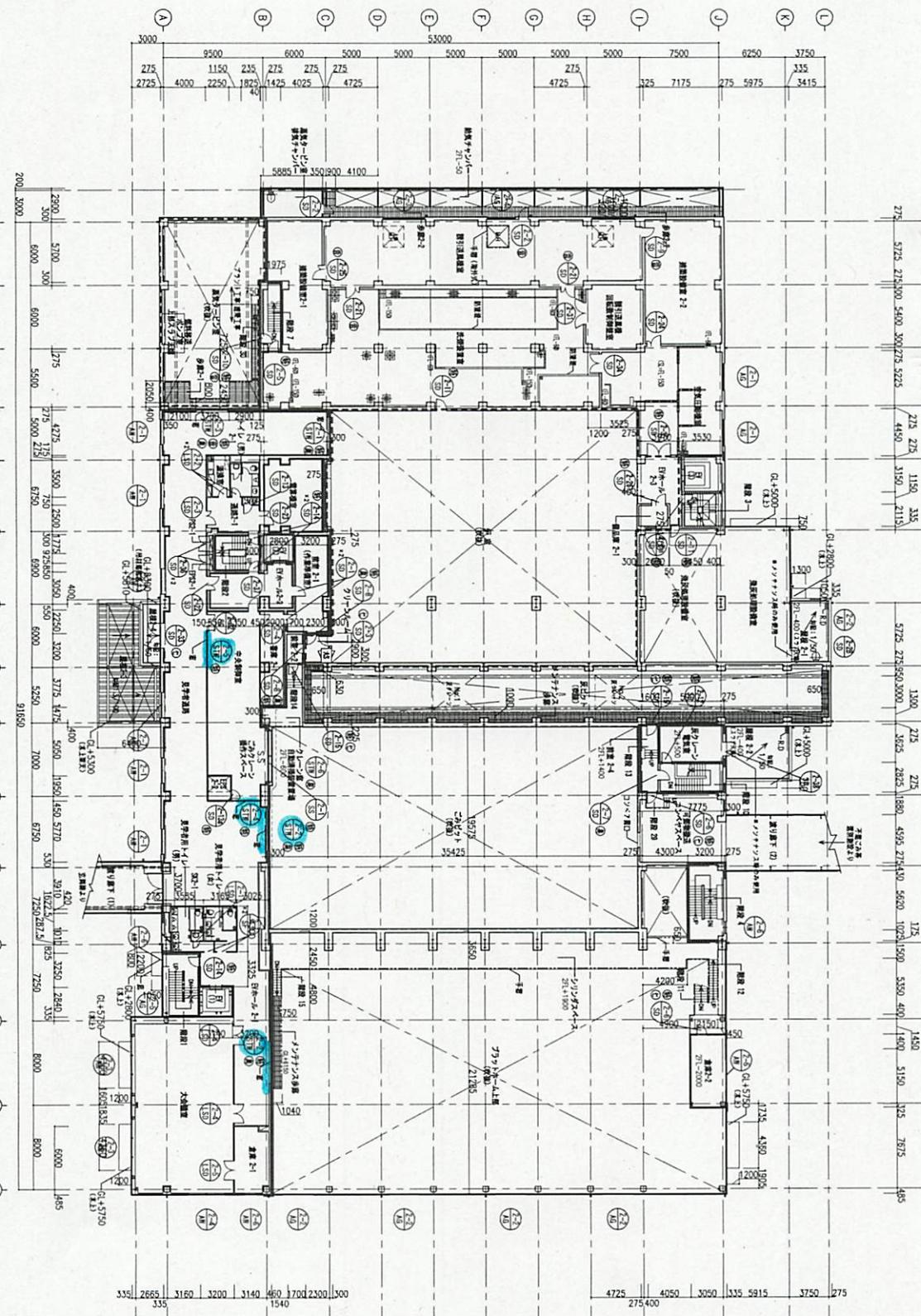


階層	柱上	階	柱上
A	11000	E	11000
B	11000	F	11000
C	11000	G	11000
D	11000	H	11000

種別	事務所
所在地	東京都中央区
建築士	日建設計株式会社
建築主	日建設計株式会社
設計	日建設計株式会社
監理	日建設計株式会社
構造	日建設計株式会社
設備	日建設計株式会社
電気	日建設計株式会社
機械	日建設計株式会社
衛生	日建設計株式会社
消防	日建設計株式会社
その他	日建設計株式会社
完成年月	2016.03.
縮尺	A1 1:100
	A3 1:200
図面番号	A-301



1階平面図 2階平面図 屋根位置	2017.06.20 A-4001
------------------------	----------------------



2階平面図 (列土中収、6000)

● 112号 1階以上土留付関係等 (付帯図面参照)
 ○ 112号 1階以上の付帯関係等 (付帯図面参照)
 ■ 112号 1階以上の付帯関係等 (付帯図面参照)
 ● 112号 1階以上の付帯関係等 (付帯図面参照)

- AR
- 1 ○ …… 付帯
 - 2 ○ …… 177/1層
 - 3 ○ …… 177/1層
 - 4 ○ …… 付帯関係
 - 5 ○ …… 付帯

2017.12.21 最終2次図	2016.08
設計者: 大塚建設株式会社	設計者: 大塚建設株式会社
監理者: 大塚建設株式会社	監理者: 大塚建設株式会社
建築士: 大塚建設株式会社	建築士: 大塚建設株式会社
2017.12.21 最終2次図	2016.08
設計者: 大塚建設株式会社	設計者: 大塚建設株式会社
監理者: 大塚建設株式会社	監理者: 大塚建設株式会社
建築士: 大塚建設株式会社	建築士: 大塚建設株式会社
2017.12.21 最終2次図	2016.08
設計者: 大塚建設株式会社	設計者: 大塚建設株式会社
監理者: 大塚建設株式会社	監理者: 大塚建設株式会社
建築士: 大塚建設株式会社	建築士: 大塚建設株式会社
2017.12.21 最終2次図	2016.08
設計者: 大塚建設株式会社	設計者: 大塚建設株式会社
監理者: 大塚建設株式会社	監理者: 大塚建設株式会社
建築士: 大塚建設株式会社	建築士: 大塚建設株式会社

